

提携病院 申込書

提携の目的

当院（JARVIS どうぶつ医療センターTokyo）は、地域医療を担う動物病院様（以下、「提携病院」）と連携し、飼い主様と伴侶動物に対して、より高度で専門的な診療を提供することを目的として、本提携制度を設けます。

第1条（情報共有） 提携病院は、症例紹介に際し診療記録その他必要な情報を当院に提供します。

当院は診療終了後、治療経過および結果を提携病院に報告し、飼い主様との継続的な診療関係の維持を支援します。

第2条（責任分担）

紹介後の診療行為については、当院が責任を負い、その後の飼い主様の予防、一般診療・継続管理等については、提携病院が責任を負うものとします。

双方はそれぞれの立場に応じて飼い主様への説明・案内を適切に行うものとします。

第3条（病院検索サイトへの掲載）

提携病院のうち、アニコム損害保険株式会社の保険対応病院に限り、本制度に同意することにより、当院のグループ会社であるアニコム損害保険株式会社が運営する「どうぶつ病院検索サイト」（<https://www.anicom-ah.com/>）に提携病院として掲載されることに同意します。ただし、提携病院の希望により非掲載とすることも可能とします。また、掲載のために必要な提携病院の情報を当院からアニコム損害保険株式会社へ提供することにも同意し、本サイトに掲載される内容については、提携病院の希望に応じ修正を依頼できることとします。

第4条（守秘義務）

当院および提携病院は、本制度に関連して知り得た飼い主様・どうぶつ情報および相手方の営業上の秘密を、法令に基づく場合を除き、第三者に開示・漏洩しないものとします。この義務は契約終了後も存続するものとします。

第5条（期間）

本提携は、申込日から1年間有効とし、契約満了日の30日前までに提携病院から特段の申し出がない限り1年ごとに自動更新されるものとします。

第6条（解約・解除）

1. 当院または提携病院は、双方協議し、合意の上で、本契約を解約することができます。
2. 当院または提携病院は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、書面により通知

することで何らの催告なく直ちに本契約を解除することができます。

- (1)差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分等を受け、または民事再生、会社更生手続きの開始、もしくは破産申立をしたとき
- (2)監督官庁より営業停止、または営業登録の取消し処分を受けたとき
- (3)営業の廃止、もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- (4)自ら振り出し、もしくは引き受けた手形、または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (5)財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- (6)反社会的勢力に該当し、またはこれと関係を有することが判明したとき
- (7)相互の信用を著しく傷つけたとき
- (8)関係法令に違反したときまたは明らかに違法と判断される行為を行ったとき

第7条（損害賠償）

当院および提携病院は、本提携に関連して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、不可抗力による場合はこの限りではないものとします。

第8条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、双方信義誠実をもって協議のうえ解決するものとします。

以上

アニコム先進医療研究所株式会社

JARVIS どうぶつ医療センターTokyo 院長 殿

上記内容に同意の上、提携を申し込みます。

- 病院名 : _____
- 病院コード : a _____
- 所在地 : _____
- 院長名 : _____
- 電話番号 : _____
- 日付 : ____年____月____日
- 署名 : _____